

## 農薬の種類について

(昭和 57 年 1 月 20 日付け 56 農蚕第 8702 号農林水産省農蚕園芸局長通知)

(最終改正：平成 31 年 2 月 26 日)

農薬の種類は、有効成分の化学的な違いを的確に認識させるとともに、それぞれの使用場面において適切な指導を行うため、適切に分類されなければならない。

しかしながら、現状においては、種類名が有効成分の化学的性質を必ずしも表しておらず、また除草剤、植物成長調整剤においては使用方法の異なる剤型の農薬が同一の種類に分類されている等不適切な分類がみられる。

このことは、世界的に農薬の国際的一般名を定め、名称を統一しようとしている動きに対応し、我が国が国際的一般名を導入する際にも障害となる。

このため、種類は、有効成分を化学的に分類するとともに剤型によって分類することとし、その名称（以下「種類名」という。）は別添「農薬の種類名命名基準」（以下「命名基準」という。）によるものとする。

この命名基準による種類名の適用は、下記によるものとする。

### 記

- 1 未登録農薬で、かつ、いまだ登録申請されていないものについては、登録申請の際命名基準による種類名で申請する。
- 2 未登録農薬で、かつ、登録申請されているものについては、その種類名が命名基準に基づいていない場合は、農薬検査所の指導により申請書の訂正を行う。
- 3 既登録農薬については、その種類名が命名基準に基づいていない除草剤、殺そ剤及び植物成長調整剤については、農薬の登録事務合理化推進事業による電子計算機を利用した登録票の交付の際に書替えを行うこととする。
- 4 上記 1、2 及び 3 の適用は昭和 57 年 2 月 1 日からとし、2 月 1 日現在未登録の農薬は 1 又は 2 に従い、既登録のものは 3 に従うこととする。
- 5 上記 3 の適用に当たって、ラベル（容器の表示）等の書替えは特に支障がない限り昭和 57 年 10 月 1 日までに行うこととする。

(別添)

## 農薬の種類名命名基準

### 1. 目的

この基準は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 2 項第 2 号の農薬の種類（以下「種類名」という。）を定めるためのものである。

### 2. 種類名の定義

種類名とは農薬の登録に際して有効成分の種類及び製剤形態によって農薬を類別し、農薬の普及及び指導に携わる諸機関が農薬の安全かつ適正な使用を推進する際の便等を図るために、農林水産省で定める農薬の分類名である。

### 3. 種類名の命名

- (1) 種類名は、原則として当該農薬に含まれる有効成分の一般名に剤型名を付して命名する。
- (2) 一般名としては ISO 国際規格を特に支障のない限り優先し、これを別紙 1「農薬の一般名字訳基準」によって字訳する。  
また、ISO 国際規格が定められていない場合又は我が国の一般名として適切でない場合には、別紙 2「農薬の一般名命名基準」に従って命名した名称を一般名とする。ただし、既に登録されている農薬にあっては、その種類名に用いられている名称を使用するものとする。
- (3) 複数の有効成分を含有する混合製剤の一般名の配列は、次のように定める。
  - ① 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物成長調整剤及びその他の順に、これらの区分に属する有効成分の一般名を優先させて配列する。
  - ② 同一の区分に属する有効成分が複数あるときは、カタカナ又は漢字を用いた有効成分の一般名を五十音の順に配列し、続けてアルファベットからなる一般名をアルファベットの順に配列する。ただし、既に登録されている農薬と同じ有効成分の組み合わせを有する農薬の場合には、剤型名及び有効成分が異なっても、その配列は既に登録されている農薬に準ずるものとする。
- (4) この基準において「剤型名」とは、原則として第 1 表の左欄に掲げるものから選んだものをいう。なお、登録に係る農薬が同表のいずれにも該当しない新規の剤型を有する場合には、新たな剤型名を定め、同表に追加することができる。
- (5) 特殊な使用方法又は用途を有する農薬については、当該使用方法又は用途に由来する剤の名称で、第 2 表左欄に掲げるものから選んだものを用いる。なお、登録に係る農薬が新たな特殊な使用方法又は用途で使用される場合には、当該使用方法又は用途に由来する剤の名称を新たに定めることができる。
- (6) 登録に係る農薬の用途が、微量散布用に限られているものは、当該種類名を「微量散布用〇〇剤」とする。なお「〇〇」は当該有効成分の一般名を意味する。
- (7) 農薬と肥料との混合製剤（以下「農薬肥料」という。）については、農薬の一般名に続けて肥料の種類を付して当該農薬肥料の種類名とする。
- (8) 農薬の種類名の命名に関する以上の規定のいずれによっても種類名を定めることが適切でない農薬については、当該農薬の一般名に続けて「剤」と付して当該農

薬の種類名とする。

4. 「3. 種類名の命名」の規定の例外として、既に登録されている農薬の種類名のうち、除草剤、殺そ剤及び植物成長調整剤以外の農薬の種類名は、3の(1)から(8)の規定に合致しないものであつても、原則としてそのまま採用する。

第1表

剤型名	内 容
粉 剤	農薬原体を鉱物質微粉で希釈し、必要に応じて分解防止剤等を添加し、日本工業標準規格の定める標準網フルイ（以下、「標準網フルイ」という。）44 ミクロンを通過する「微粉」となるように製剤化したものであって、そのまま使用する製剤を総称して「粉剤」という。
粒 剤	標準網フルイ 1680 ミクロンを通過し、かつ 297 ミクロンを通過しない「細粒」となるように製剤化したものであって、そのまま使用する製剤を「粒剤」という。ただし、特殊なものについては粒径が「細粒」より大きく造粒又は打錠により製剤化した粒状の製剤についても総称して「粒剤」という。
粉粒剤	農薬原体を鉱物質で希釈し、「微粉」、「粗粉（標準網フルイ 105 ミクロンを通過し、かつ 44 ミクロンを通過しない粒子）」、「微粒（標準網フルイ 297 ミクロンを通過し、かつ 105 ミクロンを通過しない粒子）」及び「細粒」のうち、単独又はこれらの組み合わせからなる製剤で、「粉剤」及び「粒剤」のいずれにも該当しないものであり、そのまま使用するものを「粉粒剤」という。
粉 末	粉状の製剤であって、他の剤型に該当しないものを総称して「粉末」という。
水和剤	水和性を有し、水に懸濁させて用いる製剤を「水和剤」という。
水溶剤	水溶性の粉状、粒状等固体の製剤であって、主として水に溶解して用いるものを「水溶剤」という。
乳 剤	農薬原体に乳化剤等を加えた液体の製剤であって水に乳濁させて用いるものを「乳剤」という。
液 剤	水溶性液体の製剤であってそのまま又は水に希釈、溶解して用いるものを「液剤」という。
油 剤	水に不溶の液体製剤であって、そのまま又は有機溶媒に希釈して用いるものを「油剤」という。
エアゾル	蓄圧充てん物であり、内容物が容器よりバルブを通じて霧状に噴出する農薬を総称して「エアゾル」という。
マイクロカプセル剤	当該農薬の有効成分をポリマーなどで均一に被覆するマイクロカプセル化という操作を経て製剤化した農薬を総称して「マイクロカプセル剤」という。
ペースト剤	糊状の製剤であって、他の剤型に該当しないものを「ペースト剤」という。

第2表

剤の名称	内 容
くん煙剤	通常、発熱剤、助燃剤を含んだ製剤であって加熱により当該農薬の有効成分を煙状に空中に浮遊させて使用するものを「くん煙剤」という。
くん蒸剤	当該農薬の有効成分又は有効成分に由来する活性物質を密閉又はそれに相当する条件下で気化させて、殺虫・殺菌等に用いる製剤を「くん蒸剤」という。
塗布剤	当該農薬を主として農作物等の一部に塗布し、又はこれに類似する方法で使用する製剤を総称して「塗布剤」という。

## 農薬の一般名字訳基準

## 1. 適用範囲

この基準は、農薬の一般名に関し国際標準化機構で承認されている名称（英名）又は「農薬の一般名命名基準」により作成された英名（以下この両者を「原語」という）を日本名に字訳するためのものである。

## 2. 字訳すべき文字

記号、翻訳すべき部分、語尾の e を除き、原語のすべてのアルファベット文字を字訳する。ただし、原語の一部が化学名である場合は、これを他の部分と識別することが可能であるように配慮するものとし、当該部分については文部省学術用語集によって日本名にする。学術用語集に記載されていない場合は、日本化学会標準化専門委員会制定に係る化合物命名法によって翻訳又は字訳するものとする。

## 3. 子音字と母音字

子音字とは、英語字母のうち、a、e、i、o、u を除いた 21 字母とする。

母音字とは、a、e、i、o、u、y（直後に母音が来ないとき、又は母音が来るが y が音節末尾のとき）の 6 字母とする。

## 4. 原語と字訳語の間の文字対応

- (1) 子音字一個とそれにつづく母音字一個は組み合わせて別表の字訳基準表 A 欄により字訳する。
- (2) 母音字を伴わない子音字は字訳基準表 B 欄により字訳する。
- (3) 直前が子音字でない母音字はローマ字つづりと同じに字訳する。
- (4) 元素名 iodine に関連のある io はヨーと字訳する。（上記(3)項の例外）
- (5) 母音字 y は i と同様、ae は e と同様、oe は e と同様、ou は u と同様、eu は oi と同様に字訳する。（上記(3)項の例外）

## 5. 字訳の例外

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は字訳の例外とする。

- ① 字訳基準に従って字訳した場合、登録商標、既存の農薬一般名等と混同するおそれのある場合。
- ② 字訳基準に従って字訳した場合、日本名としての語感が不適當と判断される場合。

これら①又は②に該当する場合、4. の規定の例外として、英語その他の外国語の発音等を参考として字訳することができる。

- (2) ① 下記の語尾は、4. の(1)、(2)及び(3)項の例外として、下に示すように字訳することができる。

ai	(ア) ール	ase	(ア) ーゼ	ol	(オ) ール	ole	(オ) ール
oll	(オ) ール	ose	(オ) ース	ot	(オ) ート	it	(イ) ット
ite	(イ) ット	yt	(イ) ット				

これらの外、日本名として適當と判断される場合は、長音化又は促音化することができる。

- ② すでに慣用になっている次の二つ ate 及び mycin は、それぞれ (エ) ート及び

マイシンとして字訳する。

字 訳 基 準 表

(子音字)	字 訳						備 考		
	A 子音字とそれに続く母音字との組合わせ					B 子音字			
	(母音字)					同じ子音字が次に来るとき			他の子音字が次に来るときまたは単語末尾のとき
	a	i, y	u	e	o				
	ア	イ	ウ	エ	オ			子音字と組み合わせられていない母音字	
b	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	促	ブ		
c	カ	シ	ク	セ	コ	促	ク*	*ch = k: ch, k, qu の前の c は促音: sc は別項	
d	ダ	ジ	ズ	デ	ド	促	ド		
f	ファ	フィ	フ	フェ	ホ	*	フ	*ff = f: pf = p	
g	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	促	グ	gh = g	
h	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	—	長	sh, th は別項: ch = k: gh = g: ph = f: rh, rrh = r	
j	ジャ	ジ	ジュ	ジェ	ジョ	—	ジュ		
k	カ	キ	ク	ケ	コ	促	ク		
l	ラ	リ	ル	レ	ロ	*	ル	*ll = l	
m	マ	ミ	ム	メ	モ	ン	ム*	*b, f, p, pf, ph の前の m はン	
n	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ン	ン		
p	パ	ピ	プ	ペ	ポ	促	プ*	*pf = p, ph = f	
qu	クァ	キ	—	クェ	クォ	—	—		
r	ラ	リ	ル	レ	ロ	*	ル*	*rr, rh, rrh = r	
s	サ	シ	ス	セ	ソ	促	ス*	*sc, sh は別項	
sc	スカ	シ	スク	セ	スコ	—	スク		
sh	シャ	シ	シュ	シェ	ショ	—	シュ		
t	タ	チ	ツ	テ	ト	促	ト*	*th は別項	
th	タ	チ	ツ	テ	ト	—	ト		
v	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	—	ブ		
w	ワ	ウィ	ウ	ウエ	ウオ	—	ウ		
x	キサ	キシ	クス	キセ	キン	—	キス		
y	ヤ	イ	ユ	イエ	ヨ	—	*	*この場合は母音字	
z	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	促	ズ		

注: 「促」は促音化、「長」は長音化

## 別紙2

### 農薬の化学名命名基準

1. この基準は農薬の化学名を英語又は日本語であらわす場合に適用する。
2. 英語名の命名は International Union of Pure and Applied Chemistry (略称 IUPAC) の規則を基準とし、IUPAC 規則で規定されていない点については、Chemical Abstracts (略称 CA) の方式に従う。
3. 日本語は文部省学術用語集による。学術用語集に記載されていない化合物は、上記 2. によって命名した英語名を、日本化学会標準化専門委員会制定に係る化合物命名法によって翻訳又は字訳する。

### 農薬の一般名命名基準

#### 1. 適用範囲

この基準は農薬の有効成分である、化学名の明らかな化学物質に対して一般名を命名するためのものである。化学名が明らかでない農薬の有効成分又は天然物質、抗生物質が農薬の有効成分となっているものについては、原則としてそのものの基原、化学的分類（配糖体、アルコール等の別をいう）等を考慮し、この基準に準じて当該一般名を命名するものとする。

#### 2. 一般名の命名

##### (1) 一般的手順

一般名は、原則として当該化学物質の化学名（英名。以下同じ）を考慮して、まず英名を作成し、これを翻訳又は字訳する方法により命名する。

##### ① 英名の作成

ア 英名はなるべく短く、かつ発音しやすくする。

イ 化学名が短くかつ明瞭なものは、そのまま英名とする。化学名が長いものは、原則として当該化学名からとったシラブルを組み合わせることとし、特有な化学構造をもっている場合はこれを表現することが望ましい。

ウ 英名の表記には小文字を用いる。

##### ② 英名の翻訳又は字訳

ア 英名が化学名の場合は、文部省学術用語集によって日本名にする。学術用語集に記載されていない化合物については、日本化学会標準化専門委員会制定に係る化合物命名法によって翻訳又は字訳する。

イ 英名が化学名でない場合は、別に定める「農薬の一般名字訳基準」により字訳する。

##### (2) 塩又はエステル的一般名

塩又はエステルの一般名は、酸部分又は塩基部分に対して命名する。塩又はエステルの種類は、一般名にこれらの種類を表わす接尾辞を附して示す。なお、ジチオカルバミド酸塩、カルバミド酸エステル、リン酸エステル等については、当該化合物自体に一般名を与えてもよい。

#### 3. 一般名の命名における注意事項

一般名の命名においては、次の点を充分考慮する必要がある。

- (1) 一般名中に、当該化学物質の化学的特徴を誤解させるおそれのあるシラブルを含まないこと。
- (2) 一般名は、日本名としての語感が不適当なものであってはならないこと。
- (3) 頭文字のら列、数字及びそれらの組み合わせでないこと。
- (4) 一般名は、登録商標に抵触しないものであること。
- (5) 一般名は既に登録されている農薬の一般名とまぎらわしくないこと。
- (6) 一般名は食品、医薬品、肥料等の一般名及び商品名とまぎらわしくないこと。